

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 11 日現在

機関番号：32605

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20530013

研究課題名（和文） アラブ諸国の民法秩序の歴史的考察

研究課題名（英文） Historical study of civil law in Arab countries

研究代表者

堀井 聡江 (HORI SATOE)

桜美林大学・人文学系・講師

研究者番号：20376833

研究分野：イスラーム法

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：民法，イスラーム法，近代法，アラブ諸国

1. 研究計画の概要

旧オスマン朝領のアラブ諸国のうち、19世紀初頭から宗主国の法的影響を脱したエジプトと、逆にオスマン朝消滅後もその法的影響が残ったシリア、イラク、レバノン、リビアの歴史的状況が、それぞれの国における近代民法の制定に与えた影響を明らかにする。

2. 研究の進捗状況

- (1) エジプトについては、先買権制度に関する英語論文を作成し掲載許可を得た。
- (2) 他の対象諸国（シリア、レバノン、イラク、リビア）についても土地制度を中心にオスマン法の影響を考察してきた。実際、これら諸国の物権法は一見するとオスマン法の大きな影響を受けているようであり、従来の研究でもそのように論じられてきた。だが、シリア、レバノンのフランス委任統治期の資料の分析から、両国の土地制度はオスマン法の直接的影響ではなく、モロッコ等のフランスの他の植民地の法をモデルとしていることが明らかとなった。リビアについても、一見オスマン法的な土地所有権の構造につき、やはりイタリアの植民地政策の影響が判明した。ただし以上の点については成果発表には至っていない。
- (3) 他方、オスマン法の影響という意味ではむしろオスマン朝の債権契約法典「マジヤッラ」を考察の対象に加えるべきであることがわかった。イスラーム法に基づく「マジヤッラ」は、その個々の規定についてはオスマン朝後継諸国の法に殆ど影響を与えていないため、これまで着目してこなかったが、同法典がこれら諸国の独立まで「民法典」と認識されていた

ことから、民法秩序や民法観という点で法の近代化と併せてその影響を分析する意義がある。については、同法典の翻訳プロジェクトの成果発表の中で、本研究との関連性をふまえつつ、若干の考察と展望を述べた。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

（理由）必要な資料はほぼ収集し、ある程度の展望が見えてきた。リビアとイラクについてはやや情報が不足しているが、全体の進捗を妨げるほどではないと判断される。

4. 今後の研究の推進方策

これまで物権法を中心に先買権などの個々の制度に着目してきたが、最終年度にあたる今年度は、上記「マジヤッラ」も考察の対象とし、民法秩序や民法観といったより大きな観点から成果を整理・発展させたい。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

① Satoe Horii, “Pre-emption and private landownership in modern Egypt: No revival of Islamic legal tradition,” *Islamic Law and Society*, 18/2, 1-42, 2011, 査読有。

② 堀井聡江 「エジプト民法典におけるイスラーム法の影響の批判的考察」、『イスラム世界』, 第72号, 1-25, 2009, 査読有。

〔学会発表〕（計3件）

① 堀井聡江 「イスラーム的土地保有とその影響—エジプト、シリア、レバノン」2009年5月31日京都外国語大学言語平和研究所「中央アジアの法制度研究会」第5回研究会報告、

於京都外国語大学.

②堀井聡江「マジッラを翻訳する意義」,
2008年6月21日NIHUプログラム・イスラーム地域研究拠点3(東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室)「シャリーアと近代研究会」第1回研究会報告, 於東洋文庫.

③堀井聡江「エジプト民法とイスラーム法」,
2008年2月9日NIHUプログラム・イスラーム地域研究中心拠点(早稲田大学)研究グループ1合同研究会, 於早稲田大学.

〔図書〕(計1件)

大河原知樹, 堀井聡江, 磯貝健一『オスマン民法典(メジェッレ)研究序説』, NIHUプログラム「イスラーム地域研究」東洋文庫拠点, 2011年3月, 58(35-42).